



建設業における安全衛生の取組について

～ 建設職場でケガや病気にならないために ～

奈良県最低賃金

時間額 **1,051 円**

(令和7年11月16日発効)

働きやすい奈良



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

奈良労働局

奈良労働基準監督署

安全衛生経費の内訳明示が必要なこと、ご存じですか！？

- 令和7年12月から施行されている改正建設業法では、**安全衛生経費**が「建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために**不可欠な経費**」と法令上位位置付けられ、また、改訂「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」により、受注者は安全衛生経費等の内訳を明示した見積書を作成し、発注者はその見積書の内容を考慮するよう努める必要があります。

(国土交通省)



安全衛生（労働災害防止）に関するお知らせ

(職場のあんぜんサイト)



(1) 労働災害の防止は、事業者の責務です！

- 労働安全衛生法第3条では「事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定し、事業主に対し、労働災害を防止するための必要な対策を義務付けています。
- また、労働契約法第5条では「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定し、職場が安全で健康的なものであるよう、必要な配慮をすることを求めています。これを一般的に「**安全配慮義務**」といいます。万が一にも労働災害が発生した場合、「安全配慮を欠いた」として、事業主は被災労働者やその遺族から損害賠償・慰謝料を請求されることがあり得ます。

(2) リスクアセスメントの取組

(リスクアセスメント)



- 職場にどのような危険があるかを見極めることが、労働災害の防止対策を検討する上で重要なことです。そのためにも、まずはリスクアセスメントに取り組みましょう。なお、リスクアセスメントとは、事業場にあるリスク(危険性)や有害性を洗い出して特定し、それらを見積もり、優先度を決めて低減措置を検討し、実施して、リスクを低減させることです。

(3) 高齢労働者の労働災害防止のため「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)の取組

(高齢者に対する安全衛生対策)



- **高齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の措置が努力義務になりました**(令和8年4月1日施行)。
- 運動機能が低下する中高年齢労働者には特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさ、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。

(4) はしごや脚立からの墜落・転落災害防止の取組

- 脚立の天板での作業や手に荷物を持って昇降することを止め、また、はしごや脚立を使用して作業する際は、**墜落時保護用保護帽**を着用しましょう。



(5) 「熱中症予防キャンペーン (5～9月)」の取組

(熱中症予防のための情報・資料サイト)

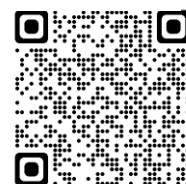
- **熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応が義務になりました (令和7年6月1日施行)。**
- 熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。また、身体を暑さに慣らす「**熱への順化**」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



(6) メンタルヘルス対策の取組と「ストレスチェック制度」の実施

- **50人未満の事業場も「ストレスチェック制度」の実施が義務化されます (令和10年度施行)。**
- 職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は増加傾向にありますので、メンタルヘルス対策が大切です。
- メンタルヘルス対策では、一次予防 (メンタルヘルス不調の未然防止)、二次予防 (メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療)、三次予防 (メンタルヘルス不調者の職場復帰支援) を総合的に進める必要があります。このうち、ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス対策の一次予防に当たります。

(こころの耳)



(7) 個人事業者に対する労働安全衛生法の適用

(改正安衛法特設ページ)

- 労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者自身が講ずべき各種措置を次のとおり決めました。

ア 注文者等の配慮 (令和7年5月14日施行)

イ 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (令和8年4月1日施行)

ウ 業務上災害報告制度の創設 (令和9年1月1日施行)

エ 個人事業者等自身への義務付け (令和9年4月1日施行)

オ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (令和9年4月1日施行)



〔 法令等を読むときの参考 〕

個人事業者…事業を行う者で労働者を使用しない者 (安衛法 31 条の 3)

作業従事者…事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者 (安衛法 15 条)

つまり

→ 単に「作業従事者」と言ったら、個人事業者、中小事業の代表者又は役員、家族従事者、労働者を指す (労働者が含まれる)。

→ 「労働者以外の作業従事者」と言えば、個人事業者、中小事業の代表者又は役員、家族従事者を指す (労働者が含まれない)。

(8) 「労災かくし」は犯罪です！

- 労働災害が発生した場合は、管轄労働基準監督署に対し「**労働者死傷病報告**」を提出しなければなりません。特に、休業4日以上[※]の労働災害の場合は、遅滞なく、提出してください。また、事実と異なる内容を記載することは許されませんので、正しく記載してください。
- 労働災害を原因とするケガの治療には、労災保険を使用しましょう。



労働条件に関するお知らせ（パート・アルバイトも含む）

（はたらきかたススめ／建設業に関する情報提供）

(1) 労働時間の把握について

- 労働時間（始業時刻、終業時刻）は、原則としてタイムカードやID・ICカード等の客観的な記録方法により把握・管理してください。



（参考資料）

(2) 建設業の法定労働時間は、一日8時間、週40時間

- 厚生労働省では、参考資料「建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント」を提供しています。



(3) 時間外労働・休日労働について

- ① 時間外労働・休日労働を行う場合は、業種に関係なく「**時間外労働・休日労働に関する協定届**」（サブロク協定）を管轄労働基準監督署へ提出する必要があります。
- ② 建設事業に対する「**上限規制**」が令和6年4月1日から適用されています。なお、「上限規制」の内容は、次のとおりです。

（確かめよう労働条件）



【通常の場合】

※（）内は、対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制を採用している場合です。

時間外労働は、原則として**限度時間「1か月45時間（42時間）かつ1年360時間（320時間）」**以内で行うことが必要です。なお、やむを得ない事情があって、この「限度時間」を超えて時間外労働を行う必要がある場合は、「**特別条項付き協定**」を締結する必要がありますが、この場合であっても、次の点に注意してください。

- ア 1か月の限度時間「45時間（42時間）」を超えることができる回数は、「年6回（年6か月）」までです。
- イ 時間外労働と休日労働の合計は、「単月100時間未満」、「2～6か月平均で80時間以内」です。
- ウ 年間の時間外労働の上限は、「720時間」です。

【災害の復旧・復興の場合】

災害の復旧・復興の事業では、前記イ「単月100時間未満／2～6か月平均で80時間以内」は適用されません。

- ③ 月60時間を超える時間外労働の割増率は、令和5年4月1日から「50%以上」（割増率1.5）に引き上げられています → 就業規則の変更届の提出が必要です

〔 **重要なお知らせ** 〕

労働基準監督署では、過労死等を防止するため、時間外労働・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場には、最優先で監督指導（立入調査）を実施します。

（4）年次有給休暇について

- パート・アルバイトにも年次有給休暇を付与し、その取得推進を図りましょう。
- また、年間の付与日数が10日以上労働者には、本人の意向を確認の上で**5日分**を時季指定して与えてください → 就業規則の変更届の提出が必要です

（5）労務管理全般の相談窓口（無料）

- 事業者の皆様が安心してご相談できる窓口として、「**奈良働き方改革推進支援センター**」を設けております。ご相談内容は、行政機関を含め外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

（奈良働き方改革推進支援センター）



賃金の引上げに向けた取組（検討の依頼）

- 賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「**構造的な賃上げ**」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。
- 事業主の皆様におかれましても、労使で話し合ってくださいなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いします。

（賃金引き上げ特設ページ）



トラック運送における荷主（荷物の出し手、荷物の受け取り手）・元請運送事業者の取組（協力の要請）

- トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、次の事項の実施に努めていただきますようお願いします。

（物流情報局 荷主の皆様へ）



1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 「改善基準告示」の周知及び遵守への協力

- ① 運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。
- ② 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

（自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト）

